

## 海外持ち込み端末の特例制度 【H27（2015）年～】

- 観光立国の推進に向けて、海外からの訪日観光客等のICT利用環境の向上が求められている中で、観光目的等で一時的に我が国に滞在する訪日観光客等から、国際標準が定められ共通した規格が使用されているWi-Fi等の無線設備を、我が国に滞在中に利用したいという強い要望がある。
- このことから、訪日外国人観光客等が自ら持ち込む無線設備については、無線設備の利用の円滑化を図るため、当該無線設備が電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合、入国の日から90日以内に限って、国内において使用可能とされている。（電波法第4条の2第1項）

## 実験等無線局の特例制度 【R1（2019）年～】

- Wi-Fi、Bluetooth、LTEといった無線規格は、規格の国際標準化や部品の共通化が図られているため、当該無線規格を用いた無線設備（スマートフォンやセンサー等）が国際的に活発に開発され流通している一方で、我が国の市場の重要度が相対的に低下している現状から、技術基準適合証明等を取得していない無線設備が増加している。
- 我が国の経済活性化や国際競争力強化を図るには、新たな技術やアイデア等を取り入れ、革新的な新製品やサービスを開発することが重要であることから、当該実験等に用いる無線設備が適合表示無線設備でない場合においても、当該無線設備が電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合、総務大臣に届け出た上で、届出の日から180日以内に限って、国内において使用可能とされている。（電波法第4条の2第2項及び第3項）

## 特例により可能となる実験等の例



## 追加の内容

- 海外持ち込み端末の特例制度(90日ルール)は、2.4GHz帯、5GHz帯(5GHz帯は子局のみ)及び6GHz帯の無線LAN機器等が対象であったところ、更なる見直しとして、メーカー等からの需要を踏まえ、当該制度の対象に「60GHz帯移動体検知センサー」、「Thread」、「60GHz帯小電力データ通信システム」及び「超広帯域無線システム(UWB)」の追加を検討する。

90日ルールの対象設備			2.4GHz帯	5GHz帯			6GHz帯 (5925MHz~6425MHz)			備考
				5.2GHz帯	5.3GHz帯	5.6GHz帯	VLP	LPI	SP	
使用可否	無線LAN	親局	○ ※1	×	×	×	○ ※4	×	×	※1 次のいずれかのものに限る。 ・電気通信回線設備に接続しないもの。 ・外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するもの。 ※2 次のいずれかのものに限る。 ・電気通信回線設備に接続しない親局と通信する場合。 ・適合表示無線設備の親局と通信する場合。 ・外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用する親局と通信する子局。 ※3 適合表示無線設備の親局と通信する場合に限る。 ※4 外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。 ※5 次のいずれかのものに限る。 ・適合表示無線設備の親局と通信する場合。 ・外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用する親局と通信する子局。 ※6 通信の相手方の一方が外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。
		子局	○ ※2	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※5	○ ※3	×	
		無線局	○	×	×	×	○ ※6	×	×	
	Bluetooth	○	-							
追加するシステム			<ul style="list-style-type: none"> <li>60GHz帯移動体検知センサー</li> <li>Thread通信規格機器(2.4GHz帯)</li> <li>60GHz帯小電力データ通信システム</li> <li>超広帯域無線システム(UWB)</li> </ul>							

# 海外持ち込み端末の特例制度(90日ルール)に係る対象システムの追加について

## 【追加する対象システムと省令等における改正箇所一覧】

改正箇所は下線で示しております。

追加する対象システム	改正対象となる省令等の規定	省令等における改正箇所
60GHz帯移動帯検知センサー	電波法施行規則第六条の二の三	特定小電力無線局のうち第六条第四項第二号(12)に規定するもの(同号(12)(三)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)
	平成二十七年総務省令告示第四百三十七号	四 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI EN 305 550
	平成二十七年総務省令告示第四百三十八号	二 施行規則第六条第四項第二号(12)に規定する無線局(設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものうち、変調方式が周波数変調であって、連続波方式(間欠的連続波方式を除く。)により送信するものに限る。)にあつては、五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するものであつて空中線電力が〇・〇一ワット以下であること。
Thread通信規格機器	平成二十七年総務省令告示第四百三十七号	三 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの 3 IEEE802.15.4
60GHz帯小電力データ通信システム	電波法施行規則第六条の二の三	小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)
	平成二十七年総務省令告示第四百三十七号	四 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI EN 305 550
	平成二十七年総務省令告示第四百三十八号	五 施行規則第六条第四項第四号に規定するもの(同号(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)にあつては、空中線電力が二五〇ミリワット以下であることとし、一〇ミリワットを超えるもの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
超広帯域無線システム(UWB)	電波法施行規則第六条の二の三	超広帯域無線システムの無線局(第四条の四第二項第二号(2)に掲げるものに限る。)
	平成二十七年総務省令告示第四百三十七号	三 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの 3 IEEE802.15.4 4 IEEE802.15.4z
	平成二十七年総務省令告示第四百三十八号	六 施行規則第六条第四項第九号に規定するもの(施行規則第四条の四第二項第二号(2)に掲げるものに限る。)にあつては、次のいずれかの条件に適合するものであること。 1 七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものにあつては、使用する周波数帯ごとに、次の表に掲げる値をそれぞれ満たすこと。 ※次表は別添3をご覧ください。  2 七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するものにあつては、使用する周波数帯における等価等方輻射電力が、次の値をそれぞれ満たすこと。 (一) 任意の一MHzの帯域幅における平均電力 (一) 四一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値 (二) 任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力 〇デシベル以下の値

## 追加の内容

- 実験等特例制度（180日ルール）は、2.4GHz帯及び5GHz帯の無線LAN機器、等が対象。
- 当該制度の対象に、使用の需要が見込まれる「6GHz帯無線LAN」の追加を検討する。

180日ルールの対象設備		2.4GHz帯	5GHz帯			6GHz帯 (5925MHz～6425MHz)			備考
			5.2GHz帯	5.3GHz帯	5.6GHz帯	VLP	LPI	SP	
使用可否	無線LAN	○	○ ※1	○ ※1 ※2	○ ※2 ※3	○ ※3	○ ※1	×	※1 屋内利用限定。 ※2 国内の規定を満たすDFS機能を具備すること。 ※3 上空利用不可。
	Bluetooth	○	-						
その他使用可能な設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>• テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用</li> <li>• 移動体識別用</li> <li>• ミリ波レーダー用</li> <li>• 移動体検知センサー用</li> <li>• 60GHz帯小電力データ通信システム</li> <li>• デジタルコードレス電話</li> <li>• 5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局</li> </ul>							

## 【追加する対象システムと省令等における改正箇所一覧】 改正箇所は下線で示しております。

追加する対象システム	改正対象となる省令等の規定	省令等における改正箇所
6 GHz帯無線LAN	電波法施行規則第六条の二の四	二 小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、 <u>(4)</u> 及び(6)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）
	令和元年総務省令告示第二百六十四号	<p>八 施行規則第六条第四項第四号(4)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあっては、等価等方輻射電力が次のとおりであること。</p> <p>イ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一冊の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のいずれかのものであること。</p> <p>(1) <u>占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(2) <u>占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(3) <u>占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・三一二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(4) <u>占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・一五六二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(5) <u>占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・〇七八一二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>ロ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一冊の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のいずれかのものであること。</p> <p>(1) <u>占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一〇ミリワット以下であること。</u></p> <p>(2) <u>占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(3) <u>占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、二・五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(4) <u>占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。</u></p> <p>(5) <u>占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。</u></p>